

## 個別労働関係紛争あっせん申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県労働委員会会長 様

申請者 住所（所在地） 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名（名称） 〇 〇 〇 〇

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例第3条の規定に基づき、次のとおりあっせんで申請します。

紛争当事者	労働者	住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				
		氏 名	〇〇 〇〇	電 話	(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇		
	事業主	所在地又は住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				
		名称又は氏 名	〇〇株式会社				
		代表者役職・氏 名	代表取締役社長〇〇〇〇	電 話	(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇		
		事業の種類	〇〇業	従業員数	〇〇名	連絡責任者(連絡先)	〇〇課長 (000) 000-0000
	関係事業所	所 在 地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				
		名 称	〇〇支店	代表者役職・氏 名	〇〇支店長 〇〇 〇〇		
		事業の種類	〇〇業	従業員数	〇〇名	電 話	(000) 000-0000
	あっせんで求める事項	<p style="color: red;">解雇の撤回</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">解雇に伴う経済的・精神的不利益に対する補償金〇〇円（給与の〇か月分）の支払 いじめ・嫌がらせによる精神的損害に対する慰謝料〇〇円の支払 いじめのないよう職場環境を改善すること 〇年〇月から〇月までの未払の時間外手当〇〇円の支払</p> </div>					
紛争当事者の主張	<p>(労働者の主張)</p> <p style="color: red;">会社から突然解雇を通告されたが、会社の説明に納得できないため、解雇の撤回を求める。</p>			<p>(事業主の主張)</p> <p style="color: red;">経営が悪化しており、人員削減の必要性があるため、解雇の撤回はできない。</p>			

紛争当事者間の交渉の経過		
年	月	日
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
<p>申請者は、○○株式会社に正社員として入社し、○○支店で勤務していた。</p> <p>会社から、経営状況の悪化を理由として、○月○日付けの解雇を通告された。</p> <p>会社と1回目の話し合いを行い、解雇理由の説明を求めたが、具体的な説明はなかった。</p> <p>会社と2回目の話し合いを行い、会社から、経営状況の悪化等、解雇理由の説明は一応あったが、納得できなかったため、会社に対して、解雇の撤回を求めた。</p> <p>しかし、会社は、経営状況が悪化しているため解雇は撤回できないと言うのみで、聞き入れてくれなかった。</p>		
<p><b>【雇止めの場合】</b></p>		
○	○	○
○	○	○
○	○	○
<p>申請者は、○○株式会社に契約社員として入社し、以後、毎年○月○日を起算日とする1年契約で契約更新を繰り返していた。</p> <p>会社から、勤務不良を理由として、次回更新を行わないと通告された。</p> <p>会社と1回目の話し合いを行い、雇止め理由の説明を求めたが、具体的な説明はなかった。</p>		
<p><b>【いじめ・嫌がらせの場合】</b></p>		
○	○	○
○	○	○
○	○	○
<p>申請者は、○○株式会社に正社員として入社し、営業業務に従事していた。</p> <p>直属の上司である○○課長から、同僚らの前で、「この営業成績はどういうことだ。契約を取ってこないことができないなら、会社を辞めてしまえ。」と強い口調で叱責された。</p> <p>以後、申請者が○○課長に話しかけても、無視される状態が続くようになった。</p> <p>申請者は、○○部長にいじめに対する改善を申し入れたが、対応してもらえなかった。</p>		
<p>その他特記事項</p>		
<p>訴訟は提起しておらず、他の救済機関も利用していない。</p>		

- (注) 1 提出部数：1部
- 2 紛争当事者双方からの申請の場合、申請者名は連名で記載してください。
- 3 紛争の当事者である労働者に係る事業所の名称及び所在地が事業主の名称(氏名)及び所在地(住所)と異なる場合は、関係事業所欄に当該事業所の名称及び所在地を記載してください。
- 4 申請書は、原則として申請者本人が労働委員会に来所して提出することとなっておりますが、遠隔地の方は、郵送による提出も可能です。
- 5 あっせんを求める事項が、次に該当するときは、あっせんを行いませんので、御留意ください。
- ①労働組合と使用者との間の紛争
  - ②労働者間の私的な争い(金銭貸借など)と認められる紛争
  - ③県外の事業所において発生した事案
  - ④裁判、労働審判や民事調停の手續が開始されたり、確定などした事案
  - ⑤都道府県労働局長による助言・指導・勧告や紛争調整委員会によるあっせん・調停などが開始されたり、成立した事案
  - ⑥労働基準監督署において取り扱っている事案 等
- 6 各欄に書き切れない場合は、別紙に記載してください。